

福島復興再生特別措置法(仮称)
の策定に伴う税制上の措置

23年12月7日

財務省

復興特区制度における地域要件の緩和

【背景】

- 福島県においては、放射性物質による汚染及びそれに伴う風評被害により、県の産業全般が低迷するとともに、住民の健康不安と相まって、産業・人口の流出が生じている。
- 復興特区制度では、「産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」が課税の特例が適用される主要な地域となっている。

【対応案】復興特区制度の地域要件の緩和

- 福島県の全地方公共団体を課税の特例を含む復興推進計画の策定可能な地方公共団体とする。

復興特区制度において
課税の特例が適用される主な地域

産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域



福島県の全地方公共団体が課税の特例を含む復興推進計画の策定可能

復興産業集積区域における特別償却又は税額控除の特例

平成28年3月31日までの間に、指定を受けた法人^(注1)が復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

- 機械又は装置：即時償却又は取得価格の15%の税額控除^(注2)
- 建物：取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除^(注2)

(注1)福島県において雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人。

(注2)当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

(注3)本措置、新規立地促進税制、法人税の特別控除はいずれかの選択適用。

復興特別区域制度

特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	100%	50%
建物・構築物	25%	

税額控除

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
機械装置	15%	
建物・構築物	8%	

【選択】

特例措置

特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～H28.3.31
機械装置	100%
建物・構築物	25%

拡充

税額控除

取得等の時期 資産等の区分	～H28.3.31
機械装置	15%
建物・構築物	8%

【選択】

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設

避難対象区域^(注1)の設定の解除の日から5年の間に、被災事業者^(注2)である旨の福島県の確認を受けた法人が当該区域において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除ができる。

○機械又は装置：即時償却又は取得価格の15%の税額控除^(注3)

○建物：取得価格の25%の特別償却又は8%の税額控除^(注3)

(注1) 避難対象区域：緊急避難準備区域(平成23年9月30日解除)、警戒区域及び計画的避難区域

(注2) 被災事業者：平成23年3月11日時点で、避難解除区域内に事業所を有していた事業者

(注3) 当期の法人税額の20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

(注4) 本措置、法人税の特別控除の選択適用。

要件緩和

復興特別区域制度

特別償却

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
	機械装置	100%
建物・構築物	25%	

税額控除

【選択】

取得等の時期 資産等の区分	～H26.3.31	H26.4.1～ H28.3.31
	機械装置	15%
建物・構築物	8%	

特例措置

特別償却

拡充

取得等の時期 資産等の区分	解除の日から5年間
	機械装置
建物・構築物	25%

税額控除

【選択】

取得等の時期 資産等の区分	解除の日から5年間
機械装置	15%
建物・構築物	8%

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

※復興産業集積区域における研究開発税制の特例等も併せて適用可能

避難解除区域において被災被用者を雇用している場合の税額控除制度の創設

要件緩和

避難対象区域^(注1)の設定の解除の日から3年の間に、被災事業者^(注2)である旨の福島県の確認を受けた法人が、確認を受けた日から5年の間の避難解除区域の事業所における被災被用者^(注3)に対する給与等支給額の20%を法人税額の20%を限度と税額控除できる措置を創設する。

(注1) 避難解除区域: 緊急時避難準備区域(平成23年9月30日解除)、警戒区域及び計画的避難区域

(注2) 被災事業者: 平成23年3月11日時点で、避難解除区域内に事業所を有していた事業者

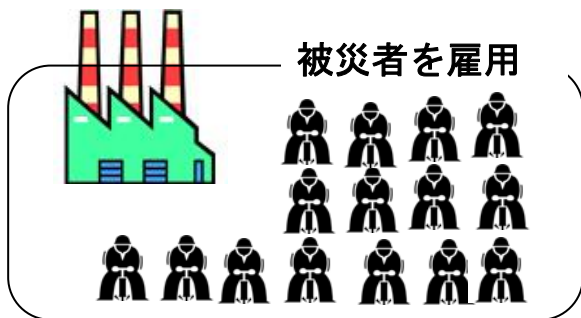
(注3) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

① 平成23年3月11日時点で避難対象区域(警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難区域)内の事業所で勤務していた者

② 平成23年3月11日時点で避難対象区域(警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難区域)内に居住していた者

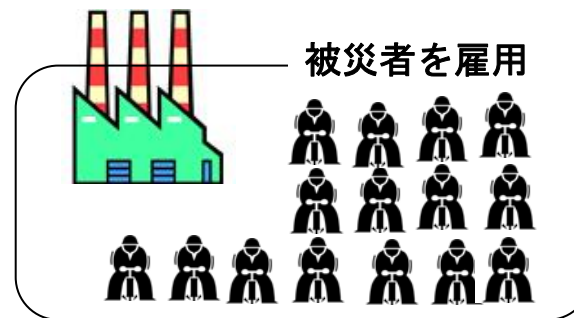
(注4) 本措置、事業用設備の特別償却等はいずれかの選択適用。

復興特別区域制度



被災被用者に対する
給与等支給額
× 10%の税額控除

特例措置



被災被用者に対する
給与等支給額
× 20%の税額控除

拡充